

はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階
TEL03-5395-2631 FAX03-5395-2831

福祉有償運送でのセダン型全国化は先送りに

構造改革特区の評価委員会による福祉有償運送の使用車輌にセダン型乗用車を全国に認めることについて、3度目の国土交通省ヒアリングが8月9日、行なわれました。今回は自動車交通局長、課長、課長補佐と大臣

の下で責任者がそろい、新輸送対策室長も加わり、国土交通省の現在の最終判断を聞く機会となりました。

局長から、次の意見表明がありました(以下要旨)。

国交省としては、ボランティアによる福祉有償運送を引き続き推進する方針に変わりはない。しかし、現段階で福祉有償運送の使用車輌にセダン型乗用車の全国化を進めることは、以下2点の理由から困難。

(理由1)セダン型車輌によるボランティア移送は、福祉車輌と異なり外見的に白タクとの区別が付きにくい。外見的に区別がつくようにすることが誤解を招かないためには必要。

(理由2)関係者間の合意形成が難しい。タクシーとボランティア輸送の両方が最大限ニーズにこたえて意義を発揮することが大切と考えており、それを可能にするしくみが必要。したがって、結論を出すのは半年待ってほしい。ぜひこの主張はお聞き届けいただきたい。今後のスケジュールとしては、12月末を目処にボランティアによる福祉有償運送全体のあるべきしくみを具体的に示したい。そのために改めて、調査も行ないたい。

これに対し、特区評価委員会は、「(ボランティア移送と白タクとの区別について)車輌は外見的に表示すればよいことで、利用者に外見的に区別できる(移動困難者だと分かる)ステッカーを貼ることはできない。外見的な対策で、合意形成が得られる方策があるのか疑問」としながらも、具体的スケジュールが示されたことで、国交省の提案を了承しました。ただし、12月の時点で検討結果をヒアリングさせてほしいと要求しました。局長は「12月の各省ヒアリングの際は、検討の途中段階になる可能性もあるが」としながらも了承しました。

(以上「全国移動ネット」より情報提供)

当初、9月にも特区本部で「全国化」が認められるとの期待が高まりましたが、この日のヒアリングでその可能性はなくなりました。おそらくタクシー業界からの突き上げが国交省の姿勢の変更をもたらしたものと推測

されます。全国の福祉有償運送をめざす移送団体は、引き続きセダン型の使用を認める特区の拡大をめざしつつ、全国化を推し進める運動を呼びかけています。

福祉有償運送には利用料が鍵

「ガイドライン」に基づく申請勉強会より

東京ハンディキャブ連絡会が8月4日、東京都内で国交省のガイドラインにもとづく福祉有償運送の許可申請のための勉強会を開きました。この勉強会にもとづき、ガイドライン実施後1年半ほど経過した時点での、道路運送法80条許可をめぐる状況を報告します。

国交省の福祉有償運送ガイドラインでは、「営利に至らない範囲」で運送の対価を設定できるとしています。その「範囲」は「同種のタクシー事業」（国交省作成「想定問答」）の上限運賃額の2分の1程度とされています。これまでの各地の運営協議会での議論において、この「運送の対価」が最も大きな論点の一つになっており、有償運送を展開する事業所が利用料を設定する場合、タクシー料金についてよく承知しておく必要があります。

セダン特区（セダン型車両で有償運送が認められている地域）でセダン型乗用車による移送を使う場合、普通のタクシー料金が比較の対象になります。例えば、東京23区で中型車2kmまで（初乗り）660円、274m増すごとに80円（時間制併用1分40秒ごとに80円）です。

車椅子用などの福祉車両（特殊車両）を使う場合は、寝台（車椅子用など）を備えた車両運賃と比較対象になります。例えば23区で、大型車「最初の30分または走行7.5kmまで」が3,810円、30分または走行7.5km増すごとに3,190円です。

福祉有償運送の「運送の対価」は、これらを比較対象にするわけで、利用料の幅は大きく広がることになります。

勉強会では、このほか、杉並区の運営協議会へ福祉有償運送の申請を行なう予定の団体から行政とのやりとりなど報告がありました。

杉並区の担当者によれば運営協議会の構成メンバー選出について、「公平に」選出するため、ガイドラインでの「想定される有償運送の利用者の代表」として障害者団体と高齢者の支援組織、「関係する地域の住民の代表」や「関係する地域のボランティア団体」として2つのNPOに参加してもらっているとのことでした。また、「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」としてタクシー業界と運転手の労働組合の代表が参加しているとのことでした。

実際の運営協議会では、活発に発言する人に全体が引きずられる傾向があるので、構成メンバー選出前から、移送団体の立場を説明できる人を入れるよう行政に働きかけること、すでに選出された構成メンバーの委員にボランティア移送の状況をよく知ってもらう活動の重要性が強調されました。

特に、福祉有償運送の許可を受けるには、「対価」の名目や内訳をきちんと説明できることが求められます。

研修後の意見交換のなかで、講師や参加者から、「行政は『非営利』や『会費』の意味や意義を理解していない」「障害者や高齢者の交通網は非営利が頑張らないと構築できない」「タクシーはおいしい（儲かる）ところしかない。福祉車両は経営難であり、経営する会社は少ない」などの発言がありました。

ボランティア団体が福祉有償運送へ移行する場合、特にセダン型の車両を使うにはタクシー業界の必死の抵抗を跳ね返していく、知恵と気力が必要であることを感じました。

各地のトピックス

九州北部三県で合同のボランティア研修交流会

第5回目に当たる、福岡、佐賀、長崎三県合同のボランティア研修交流会を7月24日、佐賀市内で開きました。

三県から、各移送団体のコーディネーター、役員、運転ボランティアなど57人の関係者が一堂に会し、社会保障をめぐる情勢、ボランティア移送の現状などについて研修を深めました。送

迎中の運転者の患者への対応、認知症の患者への対応、緊急時の対応、ボランティアの病院内での介護の問題、「有償運送」についてなど様々な問題を討論により深めることができました。(NPO 通院介護センターさわやか機関紙8月11日付『さわやか』No.103より)

ふれあい大津でボランティア全員集会

－「福祉有償運送」への方向付け確認－

NPO 法人ふれあい大津では、毎月末にボランティア全員集会を開き、活動の反省と翌月の活動計画、今後の活動などについて話し合っています。

7月の「集会」では、ボランティア運転者の安全運転講習の企画、道路運送法 80 条の許可

を得る「福祉有償運送」の許可申請の着手、送迎実績の確認などを行い、「恵まれない人たち」への支援の手を差し伸べる理念を改めて確認しました。(NPO ふれあい大津通信 8 月 10 日付『ふれあい大津』より)

福祉有償運送運営協議会等のメーリングリスト開設

「移送・移動サービス地域ネットワーク団体連合会」では、8月1日、運営協議会及び「ガイドライン」についての情報交換用メーリングリストを開設しました。運営協議会の情報交換の促進とともに、議論を地域福祉交通の進展につなげることなどを目的にしています。

■メーリングリストについての問合せ先

■参加申込みアドレス

移送・移動サービス地域ネットワーク団体連合会 sts-uneikyo-subscribe@yahoogroups.jp
162-0828 東京都新宿区袋町 24 岡田ビル 2F
TEL&FAX 03 (5261) 9009

ワンポイント

「セダン型特区全国展開」でボランティア移送とタクシー業界のせめぎあい

トップの記事でお知らせしたとおり、福祉有償運送でセダン型乗用車を認める地域を一部の特区から全国に広げる件に関して、結論は 12 月以降に先送りされました。国交省はその理由を表向き「交通バリアフリー法での位置付け」、「NPO等によるボランティア福祉有償運送全体の仕組みの見直し」などを挙げていますが、実のところ、タクシー業界とボランティア移送の棲み分け、調整に腐心していることの表れです。

いずれにしても、来年 4 月以降、国交省はボランティア移送の法的位置付けを厳密に行い、それに合致しない活動を違法活動として厳しく取り締まることも予想されます。「無償ボランティア移送」も厳しい目にさらされることと思いますが、きちんとした活動を維持すれば、ボランティア移送は存続しつづけられます。今後、全腎協としても摘発されることのない「ボランティア移送」の形について皆さんに提示していきたいと考えています。参考として 8 月 9 日提示された国交省自動車交通局の資料を添付します。【資料】